

2025 J2昇格プレーオフ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第6号に定める公式試合として、明治安田J2リーグ（以下「J2」という）に昇格する明治安田J3リーグ（以下「J3」という）のクラブ（以下「J3クラブ」という）を決定するための「2025 J2昇格プレーオフ」（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2025 明治安田J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第2条〔本大会の目的〕

- (1) 本大会は規約第20条に定める出場資格を満たすJ3クラブが参加して行う。
- (2) 本大会により、J2に昇格するJ3クラブを決定する。

第3条〔本大会の方式〕

- (1) 本大会はトーナメント方式により、準決勝および決勝をそれぞれ1試合で行うものとし、その詳細は以下の定めに従う。
 - ① 準決勝の組み合わせはJ3年間順位3位クラブ対同6位クラブ、同4位クラブ対同5位クラブとし、準決勝の勝者同士が決勝を行う
 - ② 各試合のホームクラブはJ3年間順位が上位のクラブとする
 - ③ 決勝の勝者が本大会優勝クラブとなる
- (2) J3年間順位3位から6位のJ3クラブのうち、出場資格を満たすクラブが3クラブのみである場合、前項に定める準決勝の組み合わせは、当該3クラブのうち、J3年間順位の低位2クラブとし、残った1クラブは準決勝を行わず、決勝から参加する。
- (3) J3年間順位3位から6位のうち、出場資格を満たすのが2クラブのみである場合、準決勝は行わず、出場するJ3クラブは決勝から参加する。
- (4) J3年間順位3位から6位のうち、出場資格を満たすのが1クラブのみである場合、当該J3クラブが自動的に本大会優勝クラブとなる。
- (5) 前4項の定めにかかわらず、J3における年間順位上位2クラブがいずれもJ1クラブライセンスまたはJ2クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、本大会は以下の定めに従い実施する。
 - ① 本大会の出場資格を満たすクラブが4クラブである場合、準決勝の勝者2クラブがJ2に昇格する
 - ② 本大会の出場資格を満たすクラブが3クラブである場合、当該3クラブのうち、J3年間順位の低位2クラブ間で試合を行い、その勝者と残りの1クラブがJ2に昇格する
 - ③ 本大会の出場資格を満たすクラブが2クラブである場合、当該2クラブがJ2に昇格する
- (6) 上記に定めのない事態が生じた場合の取扱いについては、別途理事会で定める。

第4条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびＪリーグが主催し、Ｊリーグが主管する。
- (2) Ｊリーグは、本大会のすべての試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第5条〔エントリー〕

規約第62条第2項第2号に定めるエントリー下限人数は、トップチーム登録、第2種トップ可および特別指定選手合計13名（ただし、ゴールキーパー登録の選手が1名以上、かつフィールドプレーヤーの選手が10名以上とする）とし、当該人数を下回る可能性がある場合、各チームは、別途定める手続きに則り試合の中止をチェアマンに要請することができる。なお、選手については20名、チームスタッフについては9名を1チームあたりのエントリー上限人数とする。

第6条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 本大会のすべての試合は90分間（前後半各45分）とする。
- (2) 90分間で勝敗が決定しなかった場合は、Ｊ3年間順位が上位のＪ3クラブを勝者とする。

第7条〔中止試合のみなし開催〕

Ｊリーグ規約第64条の定めにかかわらず、本大会の準決勝および決勝について、Ｊリーグ規約第63条第3項または第4項のチェアマンの判断がなされた場合における当該試合の取り扱いについては、以下に定める通りとする。

- ① 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により中止となった場合
Ｊ3年間順位が上位のＪ3クラブを勝者とする
- ② 一方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
その帰責性あるチームが敗戦（帰責性のないチームが勝利）
- ③ 双方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
Ｊ3年間順位が上位のＪ3クラブを勝者とする

第8条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Ｊリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
サイズ：天地 900mm × 左右 15,000mm
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Ｊリーグが指定した位置に冠パートナー等が広告看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
サイズ：天地 900mm × 左右 6,000mm
枚数：最大18枚

第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
50,000円	30,000円	15,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による。

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない。
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする。

イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についてした場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2項に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
25,000円	15,000円	7,500円

ロ. 試合途中から手当の額の多い職務についてした場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当を支払う

第10条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会の終了後別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に、協会に納付しなければならない。
- (2) ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

第11条〔遠征経費〕

ビジタークラブのチーム遠征に要する交通費・宿泊費は、「旅費規程」第2条に基づきJリーグが負担する。

第12条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。